

意見書案第 2 号

介護報酬改定に関する意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年3月16日

福岡市議会

議長 森 英 鷹 様

提出者 福岡市議会議員

調 崇 史

落 石 俊 則

熊 谷 敦 子

太 田 英 二

中 山 郁 美

介護報酬改定に関する意見書

厚生労働省は、介護保険制度で介護保険サービスごとに事業者を支払われる介護報酬の平成27年4月からの改定額を決定しました。その内容は、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）や通所介護等に対する基本報酬を大幅に引き下げるなど、介護報酬全体で過去最大規模である2.27%のマイナス改定となっており、介護職員の処遇改善加算の拡充等を除くと、4.48%もの引下げになります。

特養の基本報酬は平均下げ幅を上回る約6%もの大幅引下げを行うものですが、すでに特養の3割が赤字という実態の調査結果もあり、今回のマイナス改定は特養経営を更に苦境に追い込み、52万人に上る入所待機者の解消どころか、介護崩壊に拍車をかける恐れがあります。また、通所介護の小規模事業所に対する基本報酬は最大で9.8%引き下げられ、今回のマイナス改定に介護現場からは厳しい批判の声が上がっています。

介護事業の収支差率が良好だからという政府の介護報酬引下げの理由は事態の深刻さを直視していません。全国老人福祉施設協議会は、改定された介護報酬引下げによって、1施設当たり年間約1,500万円の減収となる試算を示し、特養の5割近くが赤字になると発表しました。消費税増税や物価高などで介護事業の経費が増える中、マイナス改定を実行すること自体、介護の様々な分野で深刻な矛盾や困難を引き起こすのは明らかです。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、介護報酬の削減を撤回し、国民負担増を避ける工夫をしつつ増額に踏み切られるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、  
厚生労働大臣 宛て

議 長 名